

公 示

公募により指名競争入札参加者を募集し、応募したものの中から参加者を選考して行う指名競争入札（以下「公募型指名競争入札」という。）を実施するので、下記のとおり公示する。

令和6年6月14日

弟子屈町長 徳永 哲雄

1. 公募型指名競争入札に付す事項

- (1) 工事名 中央源泉発電設備工事
- (2) 工事場所 弟子屈町中央1丁目13番地1
- (3) 工期 契約締結の翌日から令和7年1月22日
- (4) 入札保証金 免除する
- (5) 事業概要 公募内容説明書のとおり

2. 契約に関する事項

- (1) 本工事の契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年弟子屈町条例第3号）に該当するため、弟子屈町議会による契約を締結することの議決を得た後に契約を締結する。
- (2) 国庫補助金対象事業であることから、当該国庫補助金の交付決定を受けた上で（1）の条件を満たした後に契約を締結する。

3. 公募型指名競争入札に参加する者に必要な資格

公募型指名競争入札に参加する者は、次に掲げる条件を満たすものであること。

- (1) 発注する工事を実施するに必要となる建設業法の許可を受けていること。
- (2) 弟子屈町工事等請負業者選定及び指名基準に関する要綱（昭和54年弟子屈町訓令第9号）の規定に基づき格付名簿に登録された請負業者中、発注工事と同種の工事種別に登録されている者。
- (3) (1)の建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。
- (4) 発電設備に関する工事の経験を有し、同時に施工が予定される「中央源泉揚湯設備工事」、「中央配湯所配湯設備新設工事」、「中央配湯所配湯管新設工事」、今後発注を予定する地域観光交流拠点整備に関する工事との関連性を十分に理解していること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 弟子屈町指名競争入札参加有資格者指名停止基準その他法令の規定による指名停止を受けていないこと。
- (7) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、町が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ、弟子屈町暴力団排除条例第2条第1号から第4号まで

に掲げる者に該当しないこと。

4. 公募内容説明書等の配布期間

- (1) 配布期間 令和6年6月14日(金)～令和6年6月24日(月)
- (2) 配布場所 「6. 担当部署」のとおり

5. 公募型指名競争入札参加申請書(以下「申請書」という。)及び添付書類の提出期限

- (1) 提出期限 令和6年6月24日(月)午後5時
- (2) 書類の提出方法 郵送または持参
- (3) 提出先 「6. 担当部署」のとおり

6. 担当部署

弟子屈町水道課管理係

〒088-3292 北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号

TEL : 015-482-2942 (課直通)

FAX : 015-482-2696 (代表)

E-mail : suido@town. teshikaga. hokkaido. jp

7. 公募型指名競争入札参加者の選考

公募型指名競争入札は申請書を受理された者のうち「3. 公募型指名競争入札に参加する者に必要な資格」の要件に該当する者の中から、建設工事等請負業者指名選考員会により公募型指名競争入札参加者を選考し、別途入札に付する事項等を通知する。

8. 失格事由(選定対象除外事由)

本公募型指名競争入札申請者は、契約の締結までの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ①「3. 公募型指名競争入札に参加する者に必要な資格」の応募資格各号の資格要件を満たさなくなったとき。
- ②申請書及び添付書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ③他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ④必要な書類が所定の日時までに所定の場所に到着しないとき。
- ⑤本公募型指名競争入札関係者と不正な接触等を行ったとき。
- ⑥前各号に掲げるもののほか、公募内容説明書で指定した事項に違反したとき。

9. その他

- (1) 公募型指名競争入札の結果は弟子屈町公式ウェブサイトへの掲載により公表する。
- (2) 書類提出にあたっての留意事項
 - ア 提出書類の作成及び提出に係る費用など、公募型指名競争入札の参加申請に要する一切の費用は申請者の負担とする。
 - イ 書類等の追加、修正は原則として行わない。
 - ウ 提出された書類の返却は行わない。
- (3) 詳細は、別紙「中央源泉揚湯発電設備工事 公募内容説明書」による。
- (4) 「2. 契約に関する事項」を町が満たすことができず契約を締結できない場合における、受託候補者に生ずる一切の損害の賠償はできないものとする。